（参　考）　　神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例　ぬきがき

（____は，改正部分を示す。）

（現　　行）

別表第１（第21条関係）

⑴　地区計画の区域

	区域
略	略
(53)	都市計画法第20条第１項の規定により告示された神戸国際港都建設計画兵庫貨物駅跡地地区再開発地区計画の区域のうち，再開発地区整備計画が定められている区域（次表において「兵庫貨物駅跡地地区再開発地区整備計画区域」という。）
略	略
(81)	略
___	___
___	___
___	___

別表第２（第22条ー第27条の２，第29条関係）

⑴　地区計画の区域内の制限

	計画区域	(ア)	(イ)	
		計画地区の区分	制限	
			制限の種類	制限の内容
略	略	略	略	略
(53)	兵庫貨物駅跡地地区再開発地区整備計画区域	略	略	略
略	略	略	略	略
(81)	略	略	略	略
___	___	___	___	___
			___	___
			___	___
___	___	___	___	___
			___	___
			___	___

（改　正　案）

(53)	都市計画法第20条第１項の規定により告示された神戸国際港都建設計画兵庫貨物駅跡地地区再開発等促進区地区計画の区域のうち，地区整備計画が定められている区域（次表において「兵庫貨物駅跡地地区再開発等促進区地区整備計画区域」という。）
(82)	都市計画法第20条第１項の規定により告示された神戸国際港都建設計画星陵台８丁目地区地区計画の区域のうち，地区整備計画が定められている区域（次表において「星陵台８丁目地区地区整備計画区域」という。）
(83)	都市計画法第20条第１項の規定により告示された神戸国際港都建設計画新港町西地区地区計画の区域のうち，地区整備計画が定められている区域（次表において「新港町西地区地区整備計画区域」という。）
(84)	都市計画法第20条第１項の規定により告示された神戸国際港都建設計画北鈴蘭台駅西地区地区計画の区域のうち，地区整備計画が定められている区域（次表において「北鈴蘭台駅西地区地区整備計画区域」という。）

	兵庫貨物駅跡地地区再開発等促進区地区整備計画区域			
(82)	星陵台８丁目地区地区整備計画区域	低層住宅地区	建築物の用途の制限	法別表第２(い)項第３号に掲げる共同住宅で住戸専用面積が30平方メートル未満の住戸を含むもの
		沿道住宅地区	建築物の用途の制限	⑴　法別表第２(い)項に掲げる建築物以外の建築物 ⑵　法別表第２(い)項第３号に掲げる共同住宅で住戸専用面積が30平方メートル未満の住戸を含むもの
			建築物の高さの最高限度	10メートル
(83)	新港町西地区地区整備計画区域	複合利用地区Ａ	建築物の用途の制限	⑴　法別表第２(い)項第１号から第３号までに掲げる建築物（他の用途を併存し，又は併設するものを含む。）で，住戸又は住室の用途に供する部分を１階部分又は２階部分に設けるもの ⑵　法別表第２(ほ)項第２号に掲げる建築物 ⑶　法別表第２(り)項第２号及び第３号に掲げる建築物
			建築物の敷地面積の最低限度	1,000平方メートル
			壁面の位置の制限	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離は，次の⑴又は⑵に掲げる境界線の区分に応じ，それぞれ⑴又は⑵に定める距離以上とすること。 ⑴　計画図表示の敷地境界線　１メートル ⑵　⑴以外の敷地境界線　３メートル

備考　略

⑵　略

		複合利用地区B	建築物の用途の制限	⑴　法別表第２(い)項第１号から第３号までに掲げる建築物（他の用途を併存し，又は併設するものを含む。） ⑵　法別表第２(ほ)項第２号に掲げる建築物 ⑶　法別表第２(り)項第２号に掲げる建築物
			建築物の敷地面積の最低限度	1,000 平方メートル
			壁面の位置の制限	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離は，次の⑴又は⑵に掲げる境界線の区分に応じ，それぞれ⑴又は⑵に定める距離以上とすること。 ⑴　計画図表示の敷地境界線　１メートル ⑵　⑴以外の敷地境界線　３メートル
(84)	北鈴蘭台駅西地区地区整備計画区域	低層住宅地区	建築物の用途の制限	⑴　法別表第２(い)項に掲げる建築物以外の建築物 ⑵　法別表第２(い)項第３号及び第７号に掲げる建築物
			建築物の敷地面積の最低限度	150 平方メートル
			建築物の高さの最高限度	10 メートル
			壁面の位置の制限	⑴　建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離は，１メートル以上とすること。 ⑵　⑴の基準に満たない距離にある建築物等が，それぞれ，次に掲げるもののいずれかに該当する場合においては，⑴の基準は，当該建築物等の外壁等の面には適用しない。 ア　外壁等の中心線の長さの合計が３メートル以下であるもの イ　車庫等の用途に供し，軒の高さが 2.3 メートル以下であり，かつ，床面積の合計が５平方メートル以下であるもの
		中高層住宅地区	建築物の用途の制限	法別表第２(い)項第３号に掲げる共同住宅（他の用途を併存し，又は併設するものを含む。）以外の建築物
		駅前地区	建築物の用途の制限	⑴　法別表第２(に)項第４号から第６号までに掲げる建築物 ⑵　自動車修理工場
			建築物の容積率の最高限度	10 分の 30
			建築物の容積率の最低限度	10 分の 10
			建築物の建蔽率の最高限度	10 分の６（法第 53 条第３項第２号に該当する建築物にあっては，10 分の７）
			建築物の建築面積の最低限度	1,000 平方メートル
			壁面の位置の制限	建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離は，1.5 メートル以上とすること。